

自主的に土壌汚染状況調査を実施して任意に指定の申請をする場合（法第14条）

土壌汚染対策法では、自主的に調査した土壌汚染状況調査の結果を基にして、長野県知事等に区域の指定を任意に申請することができる。

■手続きの流れ

土地所有者等

法に基づかない土壌汚染状況調査の結果、土壌汚染が判明した場合

申請

県、長野市、松本市

受理、書類審査

※調査が公正に、かつ環境省令に定める方法により行われたものであることを確認する

申請の条件

- 公正かつ法第3条第1項の環境省令に定める方法により実施された調査結果であることが必要
- 申請を行おうとする土地に複数の所有者等がいる場合は、その全員の合意を得ることが必要
- 一部調査を省略して区域の指定を申請することも可能

要措置区域等の指定

